

# 山梨県公報

第七百七十二号

平成十九年

六月二十八日

木曜日

## 目次

### 告示

保安林の指定の予定(二件)……………四五七

道路の供用開始……………四五八

### 公告

第十次鳥獣保護事業計画の策定……………四五八

保安林予定森林の所在不分明通知……………四五八

指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知……………四五八

換地処分の実施……………四五九

### 人事委員会

平成十九年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について……………四五九

平成十九年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について……………四六五

第七十回(平成十九年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について……………四六九

平成十九年度山梨県職業訓練職員採用試験の実施について……………四七五

身体障害者を対象とした平成十九年度山梨県職員採用選考試験の実施について……………四七九

## 告示

### 山梨県告示第二百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

#### 一 保安林の所在場所

南巨摩郡身延町大城字西の草里一九九四

二 指定の目的  
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字西の草里一九九四(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百五十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 保安林の所在場所  
南巨摩郡身延町樋之上字萩平四三五、四三八

二 指定の目的  
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示二百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成十九年七月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先から南巨摩郡早川町大字奈良田字三ツ滝山九五二番地先まで	一一〇五・〇	平成十九年六月三十日

公 告

● 第十次鳥獣保護事業計画の策定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四条第四項の規定より、平成十九年七月一日を始期とする第十次鳥獣保護事業計画を策定したので、山梨県森林環境部みどり自然課及び各林務環境事務所において関係図書を縦覧に供する。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

● 保安林予定森林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定による保安林の指定に係る通知の相手方が知れないため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を富士河口湖町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林予定森林の所在場所  
南都留郡富士河口湖町長浜字室沢六五七地先・字大江平山九八九地先（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的

三 指定施業要件  
土砂の流出の防備

- (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
    - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 四 保安林指定の予定告示  
平成十九年六月四日山梨県告示第二百十七号

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十条の規定による保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南都町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び登記済みの権利者

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	登記済みの権利者	備考
南巨摩郡南部町万沢字川桁八八二の四、八八八六の一	望月芳美	所有権
南巨摩郡南部町万沢字栗原八九七八	望月幸一	所有権
南巨摩郡南部町福土字池ノ山二〇九四五、二〇九四六、二〇九四七の一、二〇九四七の二、二〇九五一	仲亀長盛	所有権

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備  
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の予定告示

平成十九年五月七日山梨県告示第百七十八号

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区六 三工区）の換地処分を平成十九年六月十九日実施した。

平成十九年六月二十八日

山梨県知事 横 内 正 明

## 人事委員会

● 平成十九年度山梨県職員採用初級試験 資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について

平成十九年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。

平成十九年六月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 浅 井 和 夫

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験職種	採用予定人員	職務内容
初 級	行 政	1名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
	警察事務	1名程度	県警察の各機関に勤務し、警察事務に従事する。
資格免許職職員	臨床検査技師	4名程度	県立病院、保健所等に勤務し、臨床検査に関する専門的業務に従事する。
	診療放射線技師	3名程度	県立病院、保健所等に勤務し、診療放射線検査に関する専門的業務に従事する。
	作業療法士	1名程度	県立病院、あけぼの医療福祉センター等に勤務し、作業療法に関する専門的業務に従事する。
小 中 学 校 事 務 職 員	学校事務	5名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事する。

## 2 受験資格

### (1) 資格及び免許

試験区分	試験職種	資格・免許
初 級	行 政	昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者
	警察事務	
資格免許職 職 員	臨床検査 技 師	昭和53年4月2日以後に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者又は平成20年において最初に実施される臨床検査技師国家試験により当該免許取得見込みの者
	診 療 放 射 線 技 師	昭和53年4月2日以後に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者又は平成20年において最初に実施される診療放射線技師国家試験により当該免許取得見込みの者
	作 業 療 法 士	昭和53年4月2日以後に生まれた者で、作業療法士の免許を有する者又は平成20年において最初に実施される作業療法士国家試験により当該免許取得見込みの者
小中学校 事務職員	学校事務	昭和61年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。

ア 日本国籍を有しない者（臨床検査技師、診療放射線技師、作業療法士は除く。）

イ 地方公務員法第16条に該当する者（以下のいずれかに該当する者）

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 臨床検査技師、診療放射線技師及び作業療法士の職種のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日

平成19年7月6日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- 平成19年8月13日(月)から平成19年8月31日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)
- 郵送の場合は、平成19年8月31日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- 平成19年8月13日(月)から平成19年8月24日(金)まで
- 平成19年8月24日(金)は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

(3) 受付時間

- 午前8時30分から午後5時30分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成19年9月23日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー南側	山梨学院大学 (甲府市酒折2丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成19年10月14日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回 平成19年10月27日(土)又は 平成19年10月28日(日)の いずれか指定する1日	

5 試験方法

区分	試験種目	試験区分	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	初 級 小中学校事務職員	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による高等学校卒業程度の筆記試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出題数は50題とする。</li> <li>・ 出題分野は別掲のとおりとする。</li> </ul>
		資格免許職職員	<p>公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による短期大学卒業程度の筆記試験を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出題数は50題とする。</li> <li>・ 出題分野は別掲のとおりとする。</li> </ul>
第2次試験	第1次試験日に実施		
	作文	全試験区分	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。
	第1回 人物試験Ⅰ 人物試験Ⅱ	全試験区分	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
			社会性、積極性、表現力等について集団面接を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ		表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。
身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の身体検査書により検査を行う。		
資格調査	受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。		

※ 作文試験は、第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するため、第1次試験合格者のみ採点する。

なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、教養試験の採点は行うが、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

(別掲) 教養試験出題分野

試験種目	試験区分	出題分野
教養試験	全区分共通	知識分野 社会科学、人文科学、自然科学 知能分野 文章理解、判断推理、数的処理、資料解釈

6 合格者の発表日等

(1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成19年9月28日(金)
- イ 最終合格者発表 平成19年11月9日(金)

(2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに、書面で通知する。  
 ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。  
 また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

7 その他

- (1) 資格・免許を必要とする試験職種にあつては、所定の期日までに資格・免許を取得できない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載する。また、山梨県県民情報センターでも閲覧やコピーができる。
- (3) 詳細は、「平成19年度山梨県職員採用初級試験、資格免許職職員採用試験及び小中学校事務職員採用試験案内」による。

● 平成十九年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験の実施について  
平成十九年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験を次のとおり実施する。  
平成十九年六月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
行政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

2 受験資格

- (1) 昭和48年4月2日から昭和53年4月1日までに生まれた者
- (2) 学校卒業後の民間企業等における職務経験を5年以上（平成19年7月末現在）有する者
- ア 「民間企業等における職務経験」には、民間企業の従業員、自営業者等として1年以上継続して就業した期間が該当し、職務経験が複数の場合は通算できるものとする。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一の職歴に限るものとする。
- イ 国家公務員法及び地方公務員法に定めるすべての公務員としての職務経験は含まない。
- ※ 最終合格発表後、職務経験期間の確認のため、職歴証明書等を提出させる。
- (3) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

- (1) 試験案内配布開始日  
平成19年7月6日（金）
- (2) 受付期間
- ア 持参及び郵送の場合
- ・ 平成19年8月13日（月）から平成19年8月31日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
  - ・ 郵送の場合は、平成19年8月31日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- イ インターネットによる申込の場合
- ・ 平成19年8月13日（月）から平成19年8月24日（金）まで
  - ・ 平成19年8月24日（金）は、午後5時までに受信したものに限り受け付ける。

## (3) 受付時間

午前8時30分から午後5時30分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付)

## 4 試験日及び試験会場

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成19年9月16日(日) (受付時間) 午前8時40分から午前9時まで (受付場所) 50周年記念館・クリスタルタワー	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	第1回 平成19年11月4日(日)	甲府市内 (第1次試験合格通知書で指定する。)
	第2回 平成19年11月18日(日)	

## 5 試験方法

区分	試験種目	内 容
第1次試験	教養試験 【試験時間120分】	公務員として必要な一般的知識及び知能について、五肢選択式による大学卒業程度の筆記試験を行う。 ・出題数は40題とする。 ・出題分野は、次のとおりとする。 社会、人文、自然、判断推理、数的処理、文章理解、資料解釈
	論文試験 【試験時間90分】	民間企業等での職務経験、職務を通じて培った知識・能力に関して、記述式による試験を行う。
第2次試験	第1回 人物試験Ⅰ	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性を有するかどうかについて検査を行う。
	第1回 人物試験Ⅱ	社会性、貢献度、指導性等について集団討論及び集団面接を行う。
	第2回 人物試験Ⅱ	表現力、積極性、創造性等について個別面接を行う。なお、その中でプレゼンテーション面接を行う。
	身体検査	職務遂行上必要な健康度を有するかどうかについて、所定の「身体検査書」により検査を行う。
資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査を行う。

- 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(活字の大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。

## 6 合格者の発表

### (1) 合格発表日

- ア 第1次試験合格者発表 平成19年10月12日(金)
- イ 最終合格者発表 平成19年11月30日(金)

### (2) 合格発表の方法等

合格者については、県庁の掲示板に受験番号を掲示するとともに書面で通知する。ただし、最終結果の通知については、合否にかかわらず第2次試験受験者全員に行う。また、掲示内容は掲示後、山梨県ホームページに掲載する。

## 7 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文及び人物試験Ⅱ集団討論の課題の出題例は、山梨県ホームページに記載する。また、山梨県県民情報センターで閲覧やコピーができる。
- (2) 詳細は、「平成19年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験案内」による。

● 第七十回（平成十九年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について  
第七十回（平成十九年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施す  
る。

平成十九年六月二十八日

山梨県人事委員会

委員長 浅井和夫

## 1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分	採用予定人員	職務内容	
警察官 A 【平成20年4月採用】 (第2回)	男性	20名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の 逮捕、交通の取締り、その他公共の安 全と秩序の維持の任務に従事する。	
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道		2名程度
	女性	2名程度		
警察官 B 【平成20年4月採用】	男性	30名程度		
	女性	2名程度		

## 2 受験資格

## (1) 受験できる者

## ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分	年齢及び性別	学歴	勤務開始日	
警察官 A 【平成20年 4月採用】 (第2回)	男性	昭和52年4月2日以後に 生まれた男性	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成20年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者	平成20年 4月1日から勤務可能な者	
	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道			昭和52年4月2日以後に 生まれた男性
	女性	昭和52年4月2日以後に 生まれた女性			
警察官 B 【平成20年 4月採用】	男性	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性			次の者を除く。〔学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成20年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会等がこれと同等の資格があると認める者〕
	女性	昭和52年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた女性			

※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例

- ・ 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
- ・ 大学評価・学位授与機構（旧学位授与機構を含む。）から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
- ・ 外国における大学等を卒業（通算修学年数が16年以上となるものに限る。）した者又は卒業見込みの者

イ 警察官 A（男性/武道指導）を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれかの要件を必要とする。

- (ア) 柔道については、全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
- (イ) 剣道については、全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者